低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、失業や収入の減少等により、子育てに負担を生じている世帯について、飯山市独自に特別給付金を支給します。なお、国による給付金も、同時に支給します。

**※既に「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を受け取った方は、今回の給付金の対象にはなりません。**

【支給対象者】

**①②の両方に当てはまる方**

①令和３年３月31日時点で、18歳未満の児童（特別児童扶養手当対象児童の場合、20歳未満）を養育する父母等

　（令和４年２月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

②■父母ともに令和３年度住民税（均等割）が非課税

　　　　　または

　■父母ともに令和３年１月１日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった

【支給額】

児童一人あたり　一律10万円（飯山市５万円、国５万円）

【手続き】

①　令和３年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税非課税の方

⇒申請不要です。

　令和３年７月26日（月）に、令和３年４月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振込みます。

②　①以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

⇒申請が必要です。

　申請書は市役所にありますので、まずはお電話でご相談ください。

　受付期間；令和３年８月２日（月）～令和４年２月28日（月）